

受検資格について

検定の受検資格は次の1から5のいずれかの条件を満たす者とする。

1. 協会若しくは協会が他に委託して行う産業カウンセリングの学識及び技能を修得するための講座を修了した者。
2. 大学院研究科において心理学又は心理学隣接諸科学、人間科学、人間関係学のいずれかの名称を関する専攻の修了者で、以下の所定の科目群で所定の単位を取得している者。
1科目を2単位以内として10科目以上、20単位以上を取得している者。
ただし、D群からG群の科目による取得単位は6単位以内とする。
A群:産業カウンセリング、カウンセリング、臨床心理学、
心理療法各論(精神分析・行動療法など)などの科目群
B群:カウンセリング演習 カウンセリング実習などの科目群
C群:人格心理学、心理アセスメント法などの科目群
D群:キャリア・カウンセリング、キャリア概論などの科目群
E群:産業心理学、産業・組織心理学、グループダイナミックス、人間関係論などの科目群
F群:労働法令の科目群
G群:精神医学、精神保健、精神衛生、心身医学、ストレス学、職場のメンタルヘルスなどの科目群
3. 社会人として週3日以上の上の職業経験を通算3年以上有し、大学院研究科において心理学又は心理学隣接諸科学、人間科学、人間関係学のいずれかの名称を冠する専攻(課程)の修了者であって、協会の指定する科目群の科目において、1科目を2単位以内として4科目以上、8単位以上を取得している者。
ただし、D群からG群の科目による取得単位は2単位以内とする。
A群:産業カウンセリング、カウンセリング、臨床心理学、
心理療法各論(精神分析・行動療法など)などの科目群
B群:カウンセリング演習 カウンセリング実習などの科目群
C群:人格心理学、心理アセスメント法などの科目群
D群:キャリア・カウンセリング、キャリア概論などの科目群
E群:産業心理学、産業・組織心理学、グループダイナミックス、人間関係論などの科目群
F群:労働法令の科目群
G群:精神医学、精神保健、精神衛生、心身医学、ストレス学、職場のメンタルヘルスなどの科目群
4. 4年制大学学部の卒業者であって、公認心理師法 別添「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」の別表「大学における必要な科目」のうち、協会が指定する17科目*について、所定の単位を取得した者。ただし、当該大学が公認心理師コースを開始した年度以降に履修した単位に限る。
*協会が指定する17科目
①「公認心理師の職責」 ②「心理学概論」 ③「臨床心理学概論」
④「知覚・認知心理学」 ⑤「学習・言語心理学」 ⑥「感情・人格心理学」
⑦「神経・生理心理学」 ⑧「社会・集団・家族心理学」 ⑨「発達心理学」
⑩「障害者・障害児心理学」 ⑪「心理的アセスメント」 ⑫「心理学的支援法」
⑬「健康・医療心理学」 ⑭「産業・組織心理学」
⑮「人体の構造と機能及び疾病」 ⑯「精神疾患とその治療」 ⑰「関係行政論」
5. 労働者の下記に掲げる相談のいずれかについて、3年以上の実務経験を有する者。
試験当日を基準日として、その6か月前の日以前からさかのぼり、連続して3年以上の実務経験を有していること。なお、実務経験の相談業務については、対面による対応であることを要件とします。
 - ・労働者の心の健康の保持増進および不調に関する相談
 - ・職場におけるハラスメント、ワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティの推進に係る相談
 - ・治療と仕事の両立支援に関する相談
 - ・労働者からの職業適性に関する相談